

北海道告示第10453号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特別配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和6年3月15日

北海道知事 鈴木 直道

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
すみれ調剤薬局 啓南店	滝川市空知町3丁目4番17号	令和6年3月1日
クリニックむすかり	帯広市東13条南6丁目1番23号	令和6年3月1日